

資料 1

焼津市子ども・子育て支援事業計画とは

令和4年7月 焼津市

1 概要

我が国では、急速な少子化の進行と子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所（園）等の待機児童などが深刻な問題となっています。

このような状況を背景に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されました。

『子ども・子育て支援新制度』は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されたもので、次の3つの目的を掲げています。

『子ども・子育て支援新制度』の3つの目的

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援法は、すべての自治体に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（子ども・子育て支援事業計画）の策定を義務づけています。本市では、令和元年度に策定した令和2年度から令和6年度までの5か年計画である「第2期焼津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実に取り組んでいます。

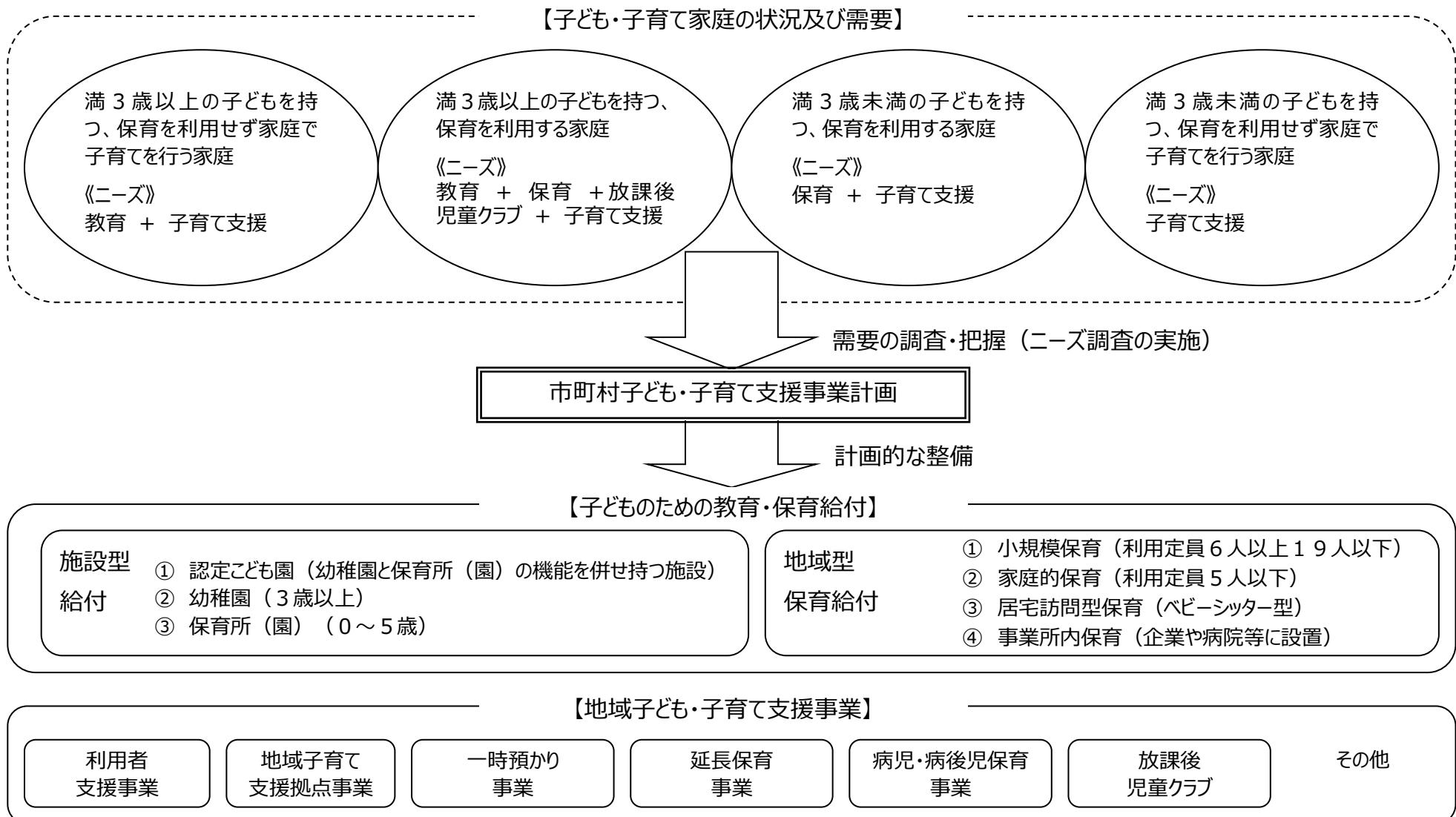
なお、本計画については、国の基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所（園）等）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み※1」を設定し、それに対応する「確保方策※（提供体制の確保の内容）及び実施時期」について定めることになっています。

※1 量の見込みとは、ニーズ調査等から設定する各事業の必要事業量の見込みのこと

※2 確保方策とは、量の見込みに対する確保の量や内容のこと

図 1 新制度に基づく子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

出典：内閣府資料「子ども・子育て関連3法について」



2 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位となる教育・保育提供区域を定めます。

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

(2) 本市の区域設定の考え方

本市では、平成27年3月に策定した「焼津市子ども・子育て支援事業計画」(計画年間：平成27年度～平成31年度)において、中学校区を基本単位に、隣接する複数中学校区の組合せを基本に4区域を設定しました。

第2期計画(計画年間：令和2年度～令和6年度)においては、地域子ども・子育て支援事業の一つである放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、原則、小学校区単位で需要と供給を検討する必要があることから、基本単位を小学校区としました。その上で、教育・保育施設の利用率・定員等のバランスを考慮し、隣接する小学校区を組み合わせ、北部・中部・南部の3つの区域に見直しを図りました。

区域	第1期計画	区域	第2期計画
1	東益津中学校	1 北部区域	東益津小学校 焼津東小学校 焼津西小学校 焼津南小学校
2	焼津中学校 大村中学校 豊田中学校 小川中学校		
3	大富中学校 和田中学校 港中学校		
4	大井川中学校		
			豊田小学校 小川小学校 黒石小学校 港小学校
		2 中部区域	大富小学校 和田小学校 大井川東小学校 大井川西小学校 大井川南小学校
		3 南部区域	

3 「量の見込み」を推計し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業

次の事業は、子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごと、支給認定区分ごとに「量の見込み」を推計し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する必要があります。

表 1 平日日中の教育・保育（幼稚園、保育所（園）等）

支給認定区分			対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭		幼稚園で、 <u>教育標準時間（1日4時間程度）</u> の教育を実施
	子どもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭	● 幼稚園	幼稚園等で、 <u>教育標準時間（1日4時間程度）</u> の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
2号	子どもが満3歳以上	共働きの家庭	● 保育所（園） ● 企業主導型保育施設の地域枠※1	保育所（園）で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、 <u>保育標準時間（1日11時間）</u> までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、 <u>保育短時間（1日8時間）</u> までの利用に対応
3号	子どもが満3歳未満	共働きの家庭	● 保育所（園） ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型II）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠	保育所（園）で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、 <u>保育標準時間（1日11時間）</u> までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、 <u>保育短時間（1日8時間）</u> までの利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の子どもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型II）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

表 2 地域子ども・子育て支援事業

事業		事業概要	対象年齢等
①	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。事業類型は、子育て支援事業や保育所（園）等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行う「母子保健型」の3つ	0～5歳、1～6年生
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センターなど	0～2歳
③	妊婦健康診査	妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業	0歳
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。また、要保護児童対策協議会や虐待ネットワークも本事業の区分	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	0～18歳
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生

事業		事業概要	対象年齢等	
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型 3～5歳（幼稚園在園児）	
			幼稚園型以外 0～5歳	
⑨	延長保育事業	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を実施する事業		0～5歳
⑩	病児・病後児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業		0～5歳、1～6年生
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などをを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業		1～6年生
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育所（園）などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業		低所得で生計が困難である支給認定保護者の子ども
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼稚園、保育所（園）などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）などの設置又は運営を促進するための事業		新規参入施設等の事業者